ヘーゲル再考二論

Think of Hegel Again, Two Treatises

池津 洋一^{*} 能木 敬次^{***} Yoichi Ikedu^{*} Keiji Nohgi^{***}

第一部:池津洋一

歴史研究における国家論の諸問題

第二部:能木敬次

疎外理論と貨幣理論、その融合と飛躍 - ヘーゲルからマルクス、ジンメルへ― <第一部>

歴史研究における国家論の諸問題

On the National Theory of F.Hegel and K.Marx

池津 洋一 Yoichi Ikedu

Abstract

What is State? What is Country? We have two ways to approach the National theory. One is through politics, and the other is through the historical point of view. These are conventional ones. But the former has a problem, for it is on the assumption that the matter of state is the modern one. The latter has also a problem, for the search and study of it mainly goes with historical materials. So I put forward here the new point of view. That is a positive and empirical method. By that, I think, we can come near to the question more effective and essential.

序論

本稿は歴史研究における国家および国家の支配に関する本質論の試みである。筆者は歴史、特に政治史あるいは歴史における政治的事象の研究に関しては国家、あるいは国家による支配の理論的な追及が必要であり、そのためにも国家、国家の支配の本質論が重要であると考える。特に国家、あるいは国家の支配に対する現在の政治学、あるいは歴史学におけるアプローチ、方法を見るにつれその思いを深くせざるを得ない。国家に関する学的なアプローチとしては専ら政治学におけるそれと歴史学からするものの二つが中心であるということに大方の異存はないであろう。しかしながら、この両者のいずれにせよ筆者にとっては以下のような問題を抱えているように思われる。

まず、政治学の立場からする国家についての考察は、それが理論的な、いわば国家の本質に関するものにせよ実証的な観点からのものにせよ暗黙のうちに近代国家(近代国民国家 以下、近代国家と略称する)を前提としているのが普通である。その結果、当然のことながら近代以前の国家の諸形態に関しては最初から考察の対象とすらされていない。現在の政治学について筆者が抱く疑問は、特に国家の本質を巡る議論に際して、国家のあり方として最初から近代国家が暗黙のうちに前提されており、そのため如何なる結論に達しようともそれは近代国家に関しては妥当するにせよ近代以前の国家に関しては妥当するかどうかわからないはずである。にもかかわらず、それが国家に関する一般的、本質的な主張であり、従って近代以前の国家に関しても妥当すると何らの根拠も示されていないままに思い込まれているかのように見えることである。

現在の政治学では近代国家と近代以前の国家との区別、特に近代国家に対する近代以前の国家の持

つ異質性、両者の大きな相違がほとんど問題にされていない。あたかも、近代以前の国家の諸形態に 関しては、それは政治学ではなく歴史学の対象であり、従って政治学でこれらを扱う必要はないと言 わんばかりである。そしてその結果、近代国家のみが国家であるかのごとくに扱われ、国家に関する 理論的、実証的な研究の対象が近代国家に限られてしまう。さらに問題なのは、すでに述べたように、 近代国家を対象とし、それについて考察した結果が近代国家に関して妥当しても、およそそれと異質 な近代以前の国家には妥当するかどうかわからないにもかかわらず、近代以前の国家が近代国家とお よそ異なるという認識を欠いているため近代国家についての結論が安易に近代以前の国家にも重ね合 わされることである。簡単に言えば、そこでは近代国家以外に国家はないという思い込みが支配し、 近代国家が不当に理念化されているのである。国家についての本質的な規定であるならば、それは近 代国家に妥当するのと同様に近代以前の国家についても妥当しなければならない。先に述べたように、 近代国家と近代以前の国家の間には異質といってもいいほどの大きな相違があるが、その相違を認め つつ、なお両者に共通する普遍的な規定こそ真の意味での国家の本質的な規定というべきである。に もかかわらず国家とは何か、という問題に関して近代国家のみが取り上げられ、近代以前の国家が最 初から排除されているのはそもそも現在の政治学の方法では近代以前の国家を正当に取り上げること ができないからである。それは国家の正しい本質論の欠如に由来すると考えられる。即ち、国家の一 般論、本質論は近代国家のみならず、それと異なる近代以前の国家の諸形態をも包摂するそれ自体歴 史的な理論として構築されなければならないのである。

では、しばしば近代以前の国家、あるいは国家による支配を本来扱うべきであると考えられる歴史学の方はどうであろうか。歴史学においては歴史上現れた種々の具体的な国家が研究の対象とされるが、その場合、今度は国家の本質といった理論的な問題が全く顧みられることなく、ただ文献を中心とする史資料に基づく個別的、実証的な考察、分析に徹するというのが一般的に見られる態度である。特に、優秀な実証史家ほどこの傾向が強く、しばしば彼らからは「実証史学というが、そもそも実証以外に歴史学というものはあり得ない」といった、歴史研究における理論の全面的な否定、あるいは歴史に関する理論的な考察などそもそも成り立たない、ないしはかえって有害無益であるという主張さえなされる。

しかしながら筆者によれば、歴史の実証的研究においても理論、特に実証的な研究の成果を踏まえた本質論とそれに基づく理論は不可欠でありその欠如が実証的な研究の場合ですら看過し得ない誤りをもたらすことが珍しくないように思われる。例えば国家の起源という問題はどうであろうか。様々な史資料に従ってただその分析、検討によって時代を遡り国家が誕生した時点に到達することが、さらにその国家がいつ成立し、成立した時のその国家の形態が如何なるものであったか、を明らかにすることは果たして可能であろうか。この場合、史資料の示すところに従って、研究者がそれをもって国家の成立とし、その時の国家のあり方が国家の原初の姿であると判断したとして、そもそも「これをもって国家であると考える」という研究者のその判断は果たして正しいといえるであろうか。仮に正しいとしても、ではその正しさは何によって保障されるのであろうか。むしろ史資料の綿密な分析、追究の結果もたらされた、あるいは提供されたところの人間の集団の何らかの形態をもって、それを国家である(あるいは国家でない)と断定するのは、研究者自身が予め国家とはどのようなものであ

るか、言い換えれば国家とはこのような人間の集団の形態であるということを、つまり「国家とは何か」ということを予め知っているからこそ可能になるのではないか。もし、研究者自身が「国家とは何か」ということを全く知らないのであれば、たとえ史資料をどれほど分析、検討したところで、そこから浮かび上がってくる事実について知ることができてもその事実が何を指し示しているのか、を判断すること自体不可能ではないか。

でまり、歴史における理論、本質論を全面的に排撃する実証史家といえども、その主張とは裏腹に歴史の研究に際して、例えば国家の起源について認識するためには「国家とは何か」という一般論、本質論を否定し得ないどころかある種の一般論、本質論を当の実証史家自身が無自覚に前提せざるを得ない(国家についての一般論、本質論であれば近代国家に関する通俗的な定義である場合が多い。)にもかかわらず、ただ本人がそのことに気づいていないということでしかないのではないか。これはたとえ誤った認識であろうと史資料の分析、検討により見いだされる事実とは別に、その事実が何を意味しているのか、ということを判断するためには一種の本質についての認識、つまり本質論が必要であるということを示している。なるほど、本質とはそもそも具体的な事実とは異なり、史資料の分析、検討によって直接見いだすことはできない。しかし、本質は実証的な研究と矛盾するものではなく、むしろ実証的な研究によって得られた事実が何を意味しているかということとして、つまり、個々の具体的な事実そのものではなく、このような個々の事実相互の論理的、歴史的な関連として現れるものであり、それによって個々の事実相互の関連が明らかにされるとともに、そのような関連の示すその意味の正否が関連するこの一連の事実によって保障される。

このように筆者は歴史研究における実証的な事実の究明とともに、否むしろそのためにも対象の本質についての適切な認識が不可欠であり、特に政治史、あるいは広く政治上の事象に関する歴史的な研究に際しては、国家あるいは国家による支配、政治等についての理論的、本質的な認識が不可欠であると考える。しかし、その国家、国家の支配等についての本質的な認識は同時にそれ自体が歴史的な認識でもなければならない。この点から国家、政治に関して無自覚に近代国家、あるいは近代国家における政治のあり方を前提とする政治学の認識を無批判、無反省に採用し、あるいはこれを前提とすることには反対せざるを得ない。すでに延べたように国家、あるいは国家の支配に関する本質論は近代のみならず、それ以前の主要な、あるいは代表的な国家の諸形態をも射程に収めた歴史的な理論として構成されなければならない。今必要なのはこのような理論なのである。本稿はそのような国家、国家による支配についての理論的な考察、およびそれに立脚して歴史上の主要な国家に関し、その構造と支配の過程を明らかにしようとするささやかな試みである。

以上のような立場から、本稿はまず、政治、国家、および国家の支配について理論的に考察し、その本質を明らかにした上でそれを前提として歴史上の代表的な国家の類型に触れ、特にその一つであるアジア型の専制国家に関してその特徴、支配の構造、過程を論ずることが当初の意図であった。しかしながら、紙幅の都合等により、今回実際は国家およびその支配に関する理論的な考察のみに記述を限定せざるを得なかった。残念ではあるが、国家とその支配に関する理論を前提として、歴史上の代表的な国家の類型の一つであるアジア型の専制国家について論ずるのは他日を期すほかない。

加えて以下の筆者の国家およびその支配についての記述は政治学者の滝村隆一氏の理論に専ら依拠

し、これを前提としていることを予め付言しておきたい。筆者は氏が一連の著作で展開されている政治論、国家論に強く啓発されるとともに、多大の教示を受けたものであり、氏の国家論に基づいて歴史上の国家についてこれを理論的に考察することを志した。今回は、特に氏の主著というべき『国家論大綱(上・下)』のほか、『増補版 マルクス主義国家論』、『国家の本質と起源』を参照させてもらった。従ってこの後の国家、国家の支配に関する考察では果たして筆者がどれほど正確に滝村氏の理論を理解しているか、ということも以下に述べる国家論それ自体の正否と別に問題になるであろう。なお、言うまでもないことであるが、筆者のいうところの"滝村理論"とはあくまで筆者が理解した限りでの氏の理論に過ぎず、従ってそこに誤りや何らかの問題があるとすれば、それはまずもって氏の理論についての筆者の理解の問題であるというべきであり、一義的な責任はあくまで筆者にあるということを予め明言しておきたい。

1 政治と国家権力

まず政治とは何であろうか。政治とは当該社会全体の利益に関わる一般的、普遍的な問題、例えば 当該社会自体の維持、安全、独立およびその秩序の維持に関わる問題を解決、実現するため必要なこ とを決定し、その決定を実践すべく指揮、命令し、それを執行する人間の諸活動であるといえよう。 そして政治がこのようなものであるならば政治を行うためには社会全体の利益に関わる一般的、普遍 的な問題の処理、実現のため必要なことを決定し、その実践を命令することが必要であるとともに、 その命令に社会の全成員、あるいはその成員からなる集団を従わせなければならない。この場合、そ の命令は社会全体の利害に関わる問題の処理、解決のために行われるのであるから、その命令が実践 されない、つまり命令に成員が服従しないということは当該社会全体の利害を損ねることになるため、 これを許してはならないことになる。そこでこのような命令はそれへの服従、あるいはその実践が成 員に対し強制されることになる。このような強制により命令に服従させること、あるいは命令を実践 させることが政治的な支配である。正確に言うならば、命令するためには何が命令されるかがそれに 先だって決定されねばならない。この決定された意志が規範として対象化され、対象化されたこの規 範としての意志への服従、あるいはその実践が政治的な支配である。このような命令への服従、ある いはその実践を成員に対して強制する力、この力を権力という。社会全体の利害に関わる一般的、普 遍的な問題の解決、処理のため必要な命令に対して当該社会の成員に服従を強制する力を政治権力と いい、政治的な権力の最も典型的な例が国家権力である。

従って国家権力とは、社会全体の利害に関わる問題、即ち、当該社会それ自体の維持、安全、独立に、あるいは秩序の維持に関わる問題の処理、解決のため必要な決定を下し、当該社会の成員にこの決定への服従、あるいは決定の実行を強制する権力であるといえる。従って、当然そこにはまた、決定された命令に個々の成員を従わせ、あるいはその命令を実践させることを自己の役割とする一群の要員が、つまり執行機関とその成員が必要とされる。その決定への服従、あるいは実践が強制されるのはすでに述べたように服従、実践の拒否が社会全体の利害を損ねるからであるが一方、歴史上いかなる社会といえども、貧富の差に基づく経済的利害の相違を免れることはできず、従って、経済的な格差

とそれに基づく利害の相違により、社会がいくつかの階級、身分に分化することは避けられないとい える。従って、経済的に優越した階級がその経済的優位により、他の階級に対し自らの意志への服従 を強制することはあり得る。しかし、それは一つの階級が自らの利益のために他の階級に対し、彼ら の利益を犠牲にしても自らの意志に従うことを強制するのであるから、その場合他の階級を自身に服 従させる力がそこに働いていたとしても、それは国家権力ではなく階級権力というべきである。従っ て、この場合他の階級を自らの意志に服従させたとしても、それは政治的な支配とはいえない。そも そもすでに述べたように階級とは、貧富の差という経済的な格差により一つの社会の中で相互に他と 区別される集団である。そのため、階級の相違に基づいて、ある階級が他の階級に対して主張する利 害とはその階級の経済的利害であるのが普通である。それ故、階級間の対立は経済的利害を巡る対立 であって、支配的な階級というのは、まず何よりも経済的に支配的な階級であるといえる。これに対 して政治的な支配とはすでに述べたように当該社会全体の利害に基づく一般的、普遍的な問題の処理 のため必要な決定を下し、それへの服従、あるいはその決定の実践を強制するものであるから、その 服従、決定の実践は被支配階級のみならず経済的に優越した支配階級に対しても容赦なく強制される。 従って国家権力は経済的に支配的な階級に対しても、被支配階級に対しても国家の意志への服従を迫 る、相対立する二つの階級を超えた第三者として振る舞う権力であるといえる。国家権力が他の権力 と区別され、特殊に第三権力と呼ばれる理由はここにある。マルクス、エンゲルスが国家の本質論と して第三権力論を提起したことは周知のことであるが、国家権力を支配階級からも独立し、それ故支 配階級すらも自らに服従せしめる第三権力として把握することは、マルクス、エンゲルスに先立ちへー ゲル左派、例えばシュティルナーらによってもすでに主張されている。しかし、例えばシュティルナー は国家の意志が支配階級を含む社会のすべての現実的諸個人、諸階級を自らに従わせる、ということ のみを一面的に主張した結果、このような諸階級を服従させる国家の意志が、社会それ自体の現実的 な必要性から、従って社会によって生み出されたことを見落とし、あたかもそれ自体で存在するかの ごとき観念論的解釈に陥ってしまった。エンゲルスはマルクスとの共著『ドイツ・イデオロギー』で 以下のように批判している。「支配階級は彼らの共同的支配を公的強力、国家として制定するという 事実を、彼(シュティルナーのこと 池津註)はドイツ的=小市民的な仕方で理解し歪曲して、『国家』 は己をこの支配階級に対する第三の権力として制定するのであり、この第三の権力に対立するすべて の権力を己れの中へ吸収するのであるというふうに解釈する。」(マルクス・エンゲルス全集 第3巻 P.379 大月書店版)だからこそエンゲルスが『家族・私有財産・国家の起源』において国家の本質 を第三権力であることを看破したことは何ら不思議ではない。ちなみにそれは「最後に、氏族制度は、 いかなる内部対立をも知らない社会から成長してきたものであり、またそのような社会にのみ適合し たものであった。それは世論以外には何らの強制手段も持たなかった。ところが、ここに成立してき たものは、その全経済的生活諸条件のために、自由民と奴隷とに、搾取する富者と搾取される貧民に 分裂せざるを得なかった社会、これらの対立を二度と融和させることができなかったばかりか、それ をますます先鋭化せざるを得なかった社会である。このような社会は、これらの諸階級相互の不断の 公然の闘争のうちに存立するか、あるいはまた、外見上あい抗争する諸階級の上に立ちながら、それ らの公然の抗争を抑圧して、階級闘争をせいぜい経済的な領域で、いわゆる合法的な形態で戦わせる、 第三勢力の支配のもとに存立するか、そのどちらかでしかあり得なかったのである。氏姓制度は寿命が尽きた。それは、分業とその結果である諸階級への社会分裂によって破砕された。それは国家によっておきかえられたのである。」(『家族・私有財産・国家の起源』 P. 223 ~ 224 岩波文庫版)というあまりにも有名な章句に見られる。

さらにエンゲルスはシュティルナーらヘーゲル左派の観念論的な第三権力論を自身やマルクスの第三権力の理解から明瞭に区別するために第三権力を本質とする国家を、社会が自身の現実的な必要から生み出したものであることを指摘し次のように述べている。「したがって、国家は決して外部から社会に押しつけられた権力ではない。同様にそれは、ヘーゲルが主張するように「人倫的理念の実現」、「理性の形象および実現」でもない。むしろそれは、一定の発展段階における社会の産物である。それはこの社会が解決のできない自己矛盾に巻き込まれて、自分では取り除く力のない、融和しがたい対立物に分裂したことの告白である。しかし、これらの対立物が、即ち抗争し合う経済的利害を持つ諸階級が、無益な闘争のうちに自分自身と社会を消尽させないためには、外見上社会の上に立ってこの抗争を和らげ、これを「秩序」の枠内に保つべき権力が必要となった。そして、社会から出てきながらも、社会の上に立ち社会からますます疎外していくこの権力が、国家なのである。」(『家族・私有財産・国家の起源』 P.225 岩波文庫版)

すでに『ドイツ・イデオロギー』において、ヘーゲル左派の観念論的な第三権力論を批判しつつマルクス、エンゲルスが自らの第三権力論を提起し得たとはいえ、これを国家の起源の解明に関して国家の本質論として主張したことはエンゲルスの不朽の功績といえる。ところが、それにもかかわらずエンゲルスは同書において何故かこの国家(権力)=第三権力という国家の本質論から具体的な国家による支配、支配のための国家による諸活動や、それに必要な諸制度の如何といった国家論の諸問題を何ら取り扱っていないのである。それどころか、ヘーゲル左派の国家第三権力論が、国家権力の支配階級に対する独立性を一面的に主張することに対する批判としてなのか、第三権力論とは本来、あいいれない単純な階級国家論、即ち国家とは経済的な支配階級が他の階級を政治的にも支配するための手段であるということを主張するに至っている。ちなみに曰く、「国家は階級対立を制御する必要から生じたのであるから、しかし、それは同時にこれらの階級の抗争のただ中で生じたのであるから、それは通例、最も有力な、経済的に支配する階級の国家である。そしてこの階級は、国家を通じて、政治的にも支配する階級となり、こうして被抑圧階級を抑圧し搾取するための新しい手段を獲得する。こうして古代国家は、何よりもまず奴隷を抑制するための奴隷所有者の国家であったし、同様に封建国家は、農奴・隷農的農民を抑圧するための貴族の機関であったし、近代的代議制国家は、資本による賃労働の搾取の道具である。」(『家族・私有財産・国家の起源』P.227~228 岩波文庫版)

エンゲルスが『家族・私有財産・国家の起源』で国家(権力)を第三権力として把握したことは画期的な業績であったが、何故かその後のマルクス主義者によって国家(権力) = 第三権力論は無視されかえってレーニンの『国家と革命』以来、経済還元主義に立脚した国家論、つまり国家とは経済的に支配的な階級が他の階級を政治的に支配するための抑圧の手段であるという、一種の国家 = 機構論がマルクス主義の正当な国家理論となった。それは、しかし、レーニンのみの責任ではなく『家族・私有財産・国家の起源』においてせっかく第三権力論を提起しながらこの立場から国家論の具体化を

図ることなく第三権力論とはそのままでは相容れない階級国家論を安易に主張したエンゲルスに、むしろ多大の責任があるというべきであろう。しかも、エンゲルスが安易に階級国家論に立脚したことの弊害はこれだけではない。エンゲルスは同書において、また"例外国家"の概念を提起している。先に引用した階級国家論に続けてエンゲルスは次のように述べている。「しかし例外的には、あい闘争する階級が相互にほぼ均衡を保っているので、国家が外見上の調停者として一時的に両者に対してある程度の自立性を持つ時期がある。十七世紀、十八世紀の絶対王政がそうであり、これは貴族と市民層とを互いに均衡させたし、またフランスの第一帝国 [一八〇四 - 一四年のナポレオン治下の帝国]や、特に第二帝国 [一八五二 - 七〇年] のボナパルティズムがそうであり、これは、ブルジョアジーに対してはプロレタリアートを、プロレタリアートに対してはブルジョアジーをけしかけて、漁夫の利をしめた。この種の最近の演技で、登場してくる支配者も被支配者も一様に滑稽なのは、ビスマルク的国民の新ドイツ帝国である。すなわちここでは、資本家と労働者とが互いに均衡させられ落ちぶれたプロイセンの田舎貴族のために一様に欺かれるのである。(『家族・私有財産・国家の起源』P.228 岩波文庫版)

ある種の国家を例外国家として把握したのはエンゲルスの卓見であるが、しかし彼は自らの階級国 家論に災いされて、例外国家の例外たる所以を専ら支配階級と被支配階級双方の力の均衡により、支 配階級が必ずしも自らの意志により国家権力を行使しえないところに求めた。しかし、そうではない のであって例外国家の例外たる所以は、滝村隆一氏が指摘するように、一般法律形態をとった国家意 志の決定権(=立法権)を掌握している議会から政府-執行諸機関が、これを吸収剥奪し、実質的に 議会によって制定される法の形態をとった国家意志に制約、拘束されることなく、自らの意志を一般 法律形態をとった国家意志として措定、強制しうるという経済的な支配階級に対してすら政府 - 執行 諸機関が例外的に相対的に大きな独自性、自発性を持つことをいうのであり、いわば統治形態論に関 わる概念なのである。すでに述べたようにエンゲルスは国家(権力)の本質が第三権力であるという ことを見抜いたものの、これを国家本質論とし、ここから国家による支配、支配のための諸活動やそ れに必要な諸制度の如何といった国家論の具体的な諸問題を何ら取り扱っていない。否、せっかく第 三権力論を提起しながら、その一方で経済還元主義に陥る危険性すらある単純な階級国家論の主張に より、その関心は専ら、ある国家における経済的支配階級はいかなる階級であり、さらに政治権力が 如何に経済的支配階級の経済的な利害に基づく意志に従って行使されるかということを説明すること で、階級国家論の正しさを証明することに力を注ぐことになったのである。いわばエンゲルスはせっ かく第三権力論や例外国家といった重大な論点を打ち出しながら、階級国家論によって、第三権力論 を本質とする国家論の具体的な展開の可能性を自ら封じてしまったのである。こうなればエンゲルス 以降のマルクス主義者により第三権力論が何ら顧みられず、レーニン流の単純な階級国家論がマルク ス主義の国家論として流布されたのもその責任のかなりの部分はエンゲルスにあるといえよう。ちな みに筆者は第三権力論を国家の本質論として位置づけ、かかる観点から体系的、具体的に国家論を展 開したマルクス主義の理論家を滝村隆一氏以外に知らない。そして、この論考も第三権力論をはじめ とする滝村氏の理論に専ら依拠し、それを前提に展開されたものであることはすでに述べた通りであ る。

ちなみにエンゲルスが国家(権力) = 第三権力論を提起しながら、階級国家論に依拠したことはこの『家族・私有財産・国家の起源』における国家の起源の考察に関してもすくなからぬ誤謬をもたらすことになるのであるが、その点はこの後『家族・私有財産・国家の起源』を改めて取り上げるところで触れたい。

2 国家(内的国家と外的国家)

さて、政治権力の典型が国家権力であり国家権力の本質が第三権力であるということはすでに述べ たとおりである。第三権力としての国家権力は社会全体の利害に関わる問題を処理、実現するために 必要な命令にその全成員が服従することを、あるいは命令を実行することを強制する。しかし、それ に先だって服従すべき命令が、つまり何を命令するのか、ということが決まっていなければならない。 何が命令されるべきか、がまず決定されて初めて命令することが可能になる。命令すべきことを決定 するということは意志の決定である。国家が自らの命令すべきことを決定する=国家の意志の決定に より、決定された意志が即ち国家である。国家とは何よりも国家の意志として決定され、表明された 意志であるが、しかし、それだけではなお「国家とは何か?」という問いに対する答えとしては十分 ではない。先に述べたように決定された国家の意志はその成員に対してそれへの服従、あるいはその 実践が要求され、国家権力により強制される。その場合、この国家の命令に服従、あるいはそれを実 行するのはその社会の全ての成員であるが、このように命令された国家の意志に諸個人が現に服従し ているということは、即ち要求された国家の意志への服従が実現しているということであり、その限 りそれに対し服従されるべきものとして現れた国家の意志の実現した状態として、命令として現れた 国家意志の現実態としての国家であるといえる。このように国家とはまず決定された意志としての国 家意志としてあり、またその国家意志が現にその社会の成員の服従を獲得し、あるいは実践されるこ とによって実現されたところの意志の現実態である。つまり、多数の諸個人からなる社会が実在であ るのに対し、国家はこの社会の必要(社会全体の利害に関わる問題の処理、実現)によって生み出さ れた意志という観念的な上部構造であり、同時にその意志が当該社会の全成員の服従を獲得すること によって実現された意志の現実態でもある。ところで、国家が決定された意志であるにせよ、意志が それ自体で成立することはもちろんなく、実際には意志はある個人の、あるいは集団によって共有さ れた意志として実存する。従って、国家においてその意志の決定に当たるものに加えて決定したその 意志に当該社会の成員の全てを服従させ、あるいは実践するよう強制する(強制力を行使する)一群 の人間が必要である。即ち国家の意志を決定し、それを実際に行うよう命令する決定機関とその担い 手およびこの命令に従い、社会の成員をこの命令に従わせ、あるいは命令を実践するよう強制し、働 きかける執行機関とその担い手が必要であるということになる。

ところで国家における意志の決定に関しては次の二つの形態がある。即ち民主的な形態と専制的な 形態とである。民主的な形態とは決定された意志への服従を求められる社会の成員自身が、直接ある いは間接的に国家意志の決定に参加するもので、一方、専制的な形態では当該社会の成員の一部が他 の成員を排除して独占的に意志の決定権を握り、これを自らの意志に基づいて行使する。なお国家意 志の決定の形態に関しては民主的な形態は近代国家においてみられ、近代以前の国家の場合は全て専制的な形態である。国家意志の決定の仕方に関しては近代国家と近代以前の国家の間に大きな相違があるが、両者の相違はこれだけではない。つまり、近代以前の国家は外的国家の先行的な発展に比し内的国家の著しい未発達という点で共通している。そもそも国家の起源に関しても外的国家が歴史的にも、論理的にも内的国家に先行する。では外的国家とはいかなる国家か?歴史始原的には氏族 - 部族といった血縁集団が、さらに時代が下って後は村落あるいは都市形態をとった地域的共同体等の集団が、同様の他の集団に対し自らの安全、独立を維持し、あるいは他の集団に対する自らの優位を、さらに可能ならば他の集団を自身に従属、あるいは支配するため結集することにより、他の集団といういわば外部に対して国家として現れた国家の形態である。これに対し、内的国家とはすでに述べたように全体の利害に関わる問題を実現、処理するために必要なことを決定し、命令し、それに対する全成員の服従を強制する意志としての国家である。

このように国家は、まず自らと異なる他の集団に対し、自身の安全、独立を維持し、あるいは自身の優位を実現し、進んでは他の集団を従属、支配することにより外部の集団から区別された他者として現れる。従って、歴史的に初期の段階で現れる外的国家の場合、国家内部に対する支配は著しく未発達であり、第三権力ですら萌芽状態でしかないことも珍しくない。特に歴史的に初期の段階では、国家成立以前の氏族 - 部族といった血縁集団が他の同様の集団に対し自らの安全、独立の維持のために結集することによって国家として現れるのであるから国家として現れるのは、あくまでも他の集団に対して、つまり外部に対してであるが故に、これを国家ではなく、単なる氏族や部族の連合体であると誤認されることも多い。このような誤りは国家の支配、政治的な支配をあくまで一つの集団内部の、つまり同一集団内の一部(支配階級)のそれ以外の部分(被支配階級)への支配と考えるところから生ずるもので、国家を考える際、無意識に近代国家を前提にしたり、あるいは近代国家を不当に理念化することから生ずる誤りである。

このような外的国家の内的国家に対する歴史的、論理的な先行性という視点が欠けると氏族 - 部族的社会から国家への発展、転成という国家の歴史的な起源の合理的な解明が不可能になるのみならず、農耕に対してその生産性の低さから氏族 - 部族的な血縁集団の分解が遅れ、こうした血縁集団を根強く残す遊牧民や狩猟民において、原生的な氏族 - 部族集団が他の同様の集団を次々と服属させ、東ねていくことによって、その血縁集団内部における政治的な支配の希薄さにもかかわらず、農耕地帯の国家を脅かすほど強大な、場合によっては"帝国"レベルの国家を形成することさえ説明できなくなる。

ところで、それではこのような外的国家の先行的な形成、成立は如何にして可能か?すでに述べたように外的国家は、歴史始原的には氏族 – 部族という複数の集団が他の集団から自らの安全、独立を維持するために結集し、場合によってはその結集によって強大化した自らの力を背景に他集団に優位に立ち、あるいは進んで他集団を従属、支配するところに、つまりどちらにせよ他集団に対してそれと区別された別の集団として成立する。しかし、このようにいくつかの集団が他の集団に対して一時的にではなく、常に自らの安全、独立の維持を図らねばならないのは一定の範囲において諸集団が、相互に常に何らかの形で接触、交渉を余儀なくされる、あるいは実際に接触、交渉がなくてもいつそうなってもおかしくないほど集団間の交渉、接触の可能性が高まった場合である。集団相互の接触の

高まりは、同時に集団相互の対立、紛争の可能性の高まりであり、それは集団間の利害の対立の可能 性が高まったということである。その結果、集団間に未だ利害の対立が発生していなくても、いつそ れが発生してもおかしくないから、普段からそれに備えておく必要が生ずる。このような一定の範囲 における集団間の接触、交渉の頻度の高まり、およびその結果としての集団間の利害の対立が生ずる のは農耕・牧畜の生産性がある程度向上し、社会の定着性が高まった結果であり、一般には農耕社会 の一定の発展の結果といえる。それ以前の狩猟・採集が主な生産手段であった段階では、生産性の低 さから集団の規模自体が小さい上に、定着性が低いため(もちろん日本の縄文時代のような例外はあ るにせよ)異なる集団間の接触はまれであり、仮に集団間に紛争が生じたとしても、一方の集団が他 の場所に移動すればその段階で紛争は終わる。しかし、農耕という生産手段が一定程度発達し、社会 が農耕に依拠する度合いが高まると集団は一定の土地を占取し、そこに定着するようになる。それだ けでなく、耕地として開墾され、耕作される土地は集団の成員の生活の基盤としてその重要性を増す とともに、その開発、耕作に多大の労働力を投ずるためその放棄には強い抵抗感を抱かざるを得ない。 さらに、このような集団は一つではなく、同種の集団が一定の範囲に複数成立するから各集団は各々 生活のため一定の土地や水を自らのために利用することを他の集団により妨げられることを防がなけ ればならなくなる。即ち、成員が農耕を営む集団は相互に他の集団に対し、主張し守るべき自らの利 害、権利を持つに至る。そうなれば全ての集団にとって自分以外の他の集団は自身の利益、権利を侵 害する可能性を持つものとして相互に潜在的に敵対的な関係にあることになる。集団相互の間にこの ような潜在的な敵対関係が成立するとその結果、各集団が他の集団に対し、相互に自身の利害と権利 を守るため実力で争うことを予測し、それに備えなければならなくなる。これが一方では集団間の実 力による抗争を引き起こすとともに、他方ではこの抗争に勝利するために集団の結集が生ずる。集団 間の実力による抗争は、もはや狩猟・採集段階における例外的、偶発的なものではなくなり、いつ起 こってもおかしくなくなり、それ故に平時からそれに備えておくことが必要になる。このような潜在 的な敵対関係における集団間の実力による抗争が戦争である。我々は、戦争とは国家およびそれに準 ずる集団間で行われるもので、従って国家(ないしそれに準ずる集団)の存在が戦争の前提であると 考える。しかし、正確に言うなら各集団が他の集団との間に潜在的な敵対関係に置かれることによっ て、一方では他の集団との戦争に備えて、近隣諸集団の結集がはかられ、外的国家が形成されるとと もに、このような他の集団との潜在的な敵対関係の恒常化が、近隣諸集団の結束を維持、強化するこ とを必要とさせ、そのことが結集した集団に対して、それに反し、それを妨げるような行為を禁じ、 抑制し、目的の実現のため必要な行動を命令し、強制するという形で、今度は結集した諸集団の内部 に向かっての権力(第三権力)の行使が始まるとともにその主体として内的国家が生じてくるのであ る。その意味では国家が戦争を引き起こすのではなく、戦争によって国家が生み出されるといえよう。 日本においても狩猟・採集を主要な生産手段とする縄文時代には、まだ戦争はなく、水稲耕作の一定 の普及、発展した弥生時代になって戦争が始まったことは、武器により殺傷された痕跡のある人骨の 大量の出土や防御施設を備えた集落跡の出土により明らかである。

3 近代以前の国家における第三権力

さて、以上歴史起源的には(同時に論理的にも)外的国家は内的国家に対して先行的に成立するが、 それのみならず近代以前の国家はいずれもそれが専ら外的国家として構成されるとともに、それに比 しての内的国家の未発達という点で共通している。この内的国家の未発達、未熟さは近代以前の国家 ではおしなべて第三権力の未発達、未熟という形で現れる。ただし、近代以前の国家も国家である以上、 如何に未熟、未発達であろうとそこに第三権力が全く欠如しているなどということはあり得ない。筆 者はすでに他の集団に対して、自身の安全、独立、自由等の共通の利害を守るために近隣の諸集団が 結集し、これら諸集団から成るより上級の集団が形成されるとともに、こうした諸集団の結集が恒常 化すると、この結果生まれた上級の集団を維持する必要から、それを構成する個々の集団に対し、そ の結束を妨げるような行為を禁止、抑制し、また結束を維持するために必要な行為を命令、強制する という形で外部の他の集団に対して形成されたこの上級の集団(外的国家として現れる)は、本来自 らの外の集団に対して行っていた命令とその命令への服従の強制をその内部の集団に対しても行うよ うになる(内的国家の成立)ことを指摘した。つまり、最初自らの外部の集団を自身に服従させ、支 配するために、近隣の諸集団が結束した結果生まれた外的国家は次に外部の他の集団に対するその支 配を維持する必要から諸集団の結束を維持するためこの外的国家を構成する自身の集団に対しても命 令し強制する権力を生み出さざるを得ない。ここに近代国家に比べ未発達であろうと、あるいはまだ 萌芽の状態であろうと第三権力とそれを行使する主体として内的国家が成立する根拠がある。さらに、 ここで指摘しておきたいのはエンゲルスは確かに第三権力を国家の本質論として提起したのであるが、 彼の場合無意識のうちに近代以前の国家を近代国家と同様に考え、その結果第三権力は専ら社会内部 の階級間の対立の結果からのみ生まれるという誤りに陥ったことである。そして、この結果、第三権 力が国家の本質であるが故にこのことは普遍的に妥当し、従って如何なる時代の如何なる国家であろ うと、そこには第三権力の成立を必然たらしめる階級間の対立があるはずだと考えたのである。その 結果「古代国家は、何よりもまず奴隷を抑制するための奴隷所有者の国家であったし、同様に封建国 家は農奴・隷農的農民を抑制するための貴族の機関であった | (『家族・私有財産・国家の起源』 P.227~228 岩波文庫版)というようにあらゆる国家を対立する二つの階級のうち一方が他方を政治的に支配する ための手段として解釈することになった。しかし、これでは今まで述べたような外的国家の形成に伴 い、その外的国家を構成する諸集団の内部では未だ貧富の差に基づく階層的落差がほとんど認めら れなくとも第三権力が、たとえ萌芽の形であろうと成立する、ということが完全に見落とされてしま う。というよりエンゲルスには外的国家、つまりある集団が外部の他の集団に対して国家として現れ る、という発想自体が欠落している。

第三権力の目的は当該社会全体の秩序の維持であり、だからこそ近代にいたって、当該社会内部の階級間の対立、抗争が激しくなるとこのような抗争の激化が社会それ自体の分裂、解体をすら招く危険を生みだす。それ故に、このような抗争を一定の枠内に収めることにより社会全体の秩序を維持する必要はかつてないほど高まり、いわばその必要性に答える形で第三権力のかつてないほどの完成的発展が見られたのである。これに対し、近代以前の国家は、歴史始原的には氏族 – 部族的な血縁集団が、

より時代が下って後は村落、あるいは都市の形態をとった地域共同体が、同様の他の血縁集団、ある いは地域共同体を直接、個別に外部から東ね、まとめ上げることによって成立する。そのため近代以 前の国家は多少の違いはあっても、おしなべてその内部に強度の自己完結性、自立性を持った多数の 社会、あるいは社会集団を抱え込んでいる。その結果、近代以前の国家としては、その内部のこうし た様々な集団相互の不和、反目、抗争を回避、抑止、解決することによりこうした内部の集団相互の 対立、抗争による自らの解体、崩壊を防ぐことが要請され、その意味で国家内部の秩序維持のための 第三権力が必要とされ、この必要性により近代国家のそれよりも未熟、未発達とはいえ第三権力が成 立する。しかしながら、近代以前の国家においても以上のような理由から第三権力が成立するとは言 え、多数の自己完結性、自立性を持つ集団が同様の他の諸集団を自身に従属させる、という形で束ね、 まとめることによって、まず外的国家として成立するというその構造上、どうしてもこのような国家 を構成する諸集団の中の特定のそれ、あるいは特定の集団の支配者個人が直接第三権力を担掌するそ の担い手たらざるを得ない。つまり、国家を構成する諸集団の中の特定の集団、ないしはそのような 集団の支配者が直接第三権力として実存することになる。そうなれば、本来、国家全体の秩序の維持 という一般的、全体的な利害を実現するための手段である第三権力が特定の集団、あるいはその支配 者によって行使される結果、その個別的利害のために他の集団に命令し、その命令への服従が強制さ れるということになりかねない。いわば第三権力が外的国家としての構成の維持という全体の利益の ためではなく、それを管掌する特定の集団、個人の個別的な利害のために行使されるということを原 理的に回避できないのである。否、より正確に言うならば、近代以前の国家の場合、外的国家として の国家の構成の維持という全体の利害も、ただ第三権力を行使する特定集団、あるいは支配者個人の 利害の追求を通してのみ追求されうるに過ぎない。近代以前の国家の共通の特徴として第三権力の未 熟、未発達ということを挙げたがそれはこのことを意味している。

即ち、この外的国家を構成する諸集団の中にあって、第三権力を行使する特定の集団、あるいはその支配者にせよあくまでこの諸集団からなる外的国家の維持、独立、進んでは外部の他の集団への当該集団の優越、支配という全体の利害のために第三権力を行使する限り、この外的国家を構成する他の諸集団に命令し、その命令への服従を強制しうる。しかし、この特定集団、あるいはその支配者がこの点に無自覚で外的国家を構成する他の諸集団に対し自身の如何なる命令であろうとそれへの服従を強制できると誤認し、専ら自らの個別的な利害のためこれらの諸集団に服従を強制した場合、他の集団がそれに強く反発、抵抗することは想像に難くない。無論、時折のこのような個別的利害の追求のための第三権力の濫用はあっても、なお、この外的国家を構成する成員としてそこにとどまることで得られるメリット、例えば自らの安全の保障、外部の他の集団による隷属、支配の回避のほうが、外的国家にあって第三権力の行使を認められている特定集団、あるいはその支配者による権力の濫用によって被る損害、デメリットに相対的に勝ると考えられる限り、これらの諸集団はなお第三権力の行使に当たる特定の集団、あるいはその支配者の命令に従うであろう。しかし、このような許容の限度、即ち、ある集団がこの外的国家の一員としてそこに留まることによって被る損害、デメリットが、そこに留まることによって享受しうるメリットを上回ると考えるようになればあえてこの外的国家を構成する諸集団の一員であり続ける理由はもはやない。そうなれば、この外的国家を構成する集団が、

そこからの分離、離脱、あるいは単なる離脱に留まらず進んで外部の他の外的国家にそれを構成する 集団の一つとして加わる、あるいは自身と同様に個別的利害の追求に第三権力が使われることに不満 を持つ内部の他の集団とはかって、今まで第三権力の行使を許されていた集団、あるいは支配者から それを奪い、相対的により適切にこの権力を行使することを期待しうる別の集団、あるいはその支配 者にその権力の行使を委ねるといった行動に出ることは想像に難くない。

従って外的国家において第三権力の行使を任された集団、あるいはその支配者は自らがその権力の 行使を任されている地位を失いたくなければ、その権力を自身の個別的利害の追求のためにではなく、 あくまでもこの外的国家の維持に必要な全体的な利益、即ち外部の脅威からこれら外的国家を構成す る諸集団の安全、独立を保障するとともに、外部の集団に対する当該諸集団の優越、あるいは外部の 他の集団を従属、支配するために行使しなければならない。しかし、にもかかわらず、あくまでもそ れは第三権力の行使を任されている特定集団、あるいはその支配者の自覚に基づく自己規律のレベル に留まるに過ぎない。つまり、その特定集団、あるいはその支配者が自ら行使を許されている第三権 力を自身の個別的利害の追求のために行使することを自ら抑制することが求められているだけである。 自己規律とは所詮、当の集団、あるいはその支配者が自分で設けた規範に自分を従わせるということ でしかないから、その規範に従うかどうかは当の本人の気持ち次第で、従って規範に従うことをやめ ようと本人が決意した瞬間、その規範の拘束力は失われる。つまり、そこには当の本人がその本人の 意志に無関係に否応なしに従わざるを得ないという規範の客観性が欠けている、つまり自己規律の段 階では自分がそれに従う規範はその規範がそれに従う当の本人から分離された客観的な規範として確 立されていない。従って、第三権力の行使に当たる特定集団、あるいはその支配者が自身の個別的利 害のために第三権力を行使することを防止するものがあるとすれば、それは第三権力を自身の個別的 利害のために行使することが、その外的国家を構成する他の諸集団の不満と反発を招き、その離反に より当の外的国家そのものの瓦解を招くことに対する恐れ、そしてその結果、その特定集団、あるい はその支配者がそれによって今まで保障されていた第三権力を行使しうる自身の特権的地位を失い、 さらに外的国家の瓦解により今まで自分も他の集団とともに享受してきた外部の集団に対する自身の 安全、独立等が失われるという自身の不利益への恐れ以外にはない。しかし、これとてもなお特定の 集団、あるいはその支配者が第三権力を全体の利害のためにではなく、自身の個別的利害のために行 使することを確実に防止するものではない。何故ならば、個人にとっても集団にとっても一般的、普 **遍的な利害とはそれがまさに一般的、普遍的であるが故にそれを自分にとっての利害であると意識す** ることは困難であり、仮に意識されるとしたらそれは、その利害が損なわれたとき、あるいは損なわ れる危険性が生じたときであって、そうでない限り通常自分にとって利害であると意識されるのは一 般的、普遍的な利害ではなく、まさしく自身にとっての個別的利害でしかないからである。第三権力 はあくまで外的国家の維持、発展のためという一般的、普遍的利害のために用いられねばならないと いう要請がその行使を委ねられている特定集団、あるいはその支配者から独立した規範として当該集 団、あるいはその支配者の意に反してもそれに従うことがそれらに対して強制されない限り、それら が自らに行使を任された第三権力を自身の個別的利害のために行使するということは原理的に防げな い。第三権力を自己の個別的利害の追求のために行使することにより外的国家の解体を招けば、その

結果自身が損害を被ることが避けられないにもかかわらず、第三権力を個別的利害のために用いることが後を絶たないのはこのためである。しかしその最大の原因は本来、国家全体に関わる一般的、普遍的利害を追求するための第三権力が直接、特定の集団、あるいはその支配者個人によって担われるという矛盾にあり、第三権力が個別的利害の追求のために用いられることを避けることができないのはこの矛盾のもたらす必然的な帰結といえる。だからこそ近代以前の世界では、如何なる国家も滅亡を免れず、一つの国家が滅亡した後に新たな国家が生まれても、それもやがて滅亡を免れないという国家の治乱興亡を飽きもせずに繰り返すのである。

ところで、近代以前の国家に共通してみられる特定の集団、あるいはその支配者が直接に第三権力 の担い手として現れるということと近代以前の国家が専ら外的国家として構成され、その外的国家と しての構成に比べ内的国家としての構成が著しく未発達、特に第三権力が未発達であるということは、 いわば表裏の関係にある。そもそも近代以前の国家が専ら外的国家として構成されざるを得ないのは すでに述べたように、歴史始原的には、氏族-部族といった血縁集団、時代が下ってからは村落、あ るいは都市形態をとった地域共同体といった社会集団がいずれも強度の自己完結性、自立性を持ちそ れ故、同様の他の集団との間に相互の有機的な結びつきを欠いているからに他ならない。そのため国 家は常にこれらの社会集団の中の一つが他の諸集団を直接、個別に外部から束ねるという形でしか成 立し得ず、その結果、これら諸集団を個別に外部から東ねるところの特定の集団、あるいはその支配 者が直接第三権力の担い手として現れざるを得なかったからである。しかし、近代資本主義の進展は 社会的分業の著しい発達をもたらし、その結果、今までの強度の自己完結性を備えた自立的、閉鎖的 な社会集団はその自己完結性、閉鎖性を打破されて、他の社会集団との有機的な結合関係においての みあり得る、全体としての国民経済圏を構成するその部分へと編成されたのである。さらに近代にお いては社会の成員たる全ての個人に、各人が自らの意志と能力に従って、自由に経済的利益を追求す ることが許されるとともに、その機会が全ての個人に平等に与えられたため万人が自らの意志と能力 により経済的利益を自由に追求することが可能になった。その結果、個人間の経済的利益を巡る競争 は激化する。即ち、個人間の経済的利益を巡るこの争いの激化によって社会全体が全面的なアナー キーに陥ることを防止する必要がかつてないほど高まったのである。その結果、このような個人の経 済的利益の追求を巡る競争を野放しにせず、一定の範囲の中で行うように制約を加えるとともに、そ の競争によって生ずる個人間の紛争解決のためのルールを定めることが必要となったのである。この ように個人が自らの意志に基づいて自己の経済的利益を自身の能力の及ぶ限り追求することが誰に対 しても許されるようになった結果、かかる個別的利害とは異なる全体的、一般的な利害、即ち、この ような個人間の経済的利害を巡る競争、争いが社会を混乱させ、その秩序を崩壊させることを防ぐ社 会全体の秩序維持という全体的、一般的な利害が個別的利害と明瞭に区別されて意識されるに至った のである。そして、ここに至ってようやく、各人の個別的利害と明確に区別された社会秩序の維持と いう社会全体に関わる一般的、普遍的な利害に関する問題の処理、実現のための手段としての第三権 力とそれを行使する主体としての国家があらゆる個別的利害とそれを追求する主体と明瞭に区別され て確立される必要と根拠が成立したといえる。近代における資本主義の成立、発展が、従来、常に未 熟、未発達な状態に留まらざるを得なかった第三権力の全面的な発達を促すとともに、その本来の姿

を完成的に実現させることを可能にしたのである。このように国家が、その本質にふさわしい形態を とるに至るのは近代になってからであり、近代資本主義の一定の発展を前提としている。繰り返すが、 それ故、近代以前の国家は近代国家に比して常に国家として全て未熟な形態に留まらざるを得ない。

追記

序論でも述べたように、以上の国家に関する本質的、原理的な考察を経た上で、これを前提にして 具体的な歴史上の国家の問題を取り上げるつもりであった。まずは国家の成立と起源の問題をエンゲルスの『家族・私有財産・国家の起源』を検討することにより、国家の起源に関するエンゲルスの主張のどこに問題があるかを明らかにした上で、血縁集団としての氏族 - 部族社会からの国家への転成を論ずるつもりであった。これは、この後に展開するつもりであった歴史上の代表的な国家の類型に関する議論にとっても必須の作業と考えられる。しかしながら、今回は紙幅の都合もあり、以上の原理的な考察にとどめざるを得なかった。国家の起源等の問題については他日を期したい。なお今回筆者にこのような機会を与えてくださった能木氏には心から感謝したい。

文献一覧

K.マルクス & F.エンゲルス: 真下信一 訳 (1969). 『マルクス・エンゲルス全集』, 第3巻, 大月書店. F.エンゲルス: 戸原四郎 訳 (1965). 『家族・私有財産・国家の起源』, 岩波文庫.

滝村隆一(1974). 『増補版 マルクス主義国家論』, 三・一書房.

滝村隆一 (1981). 『国家の本質と起源』, 勁草書房.

滝村隆一 (2003). 『国家論大綱』, (第1巻上·下 第2巻), 勁草書房.

<第二部>

疎外理論と貨幣理論、その融合と飛躍 - ヘーゲルからマルクス、ジンメルヘー

Alienation and the Money Theory in the Case of Three Philosophers
- From Hegel to Marx and G.Simmel -

能木 敬次 Keiji Nohgi

Abstract

Modern German thinkers –W.Hegel, K.Marx.G.Simmel– have the same key idea in their philosophy. That is "alienation". But that meaning differs among them. In case of Hegel, "alienation" is the pure factor of his logic system which establishes the dialectic philosophy. For Marx, "alienation" means the labor situation, in which they works so hard from morning to night like a slave. So it should be eliminated by themselves. But for Simmel, "alienation" is heavenly favorable factor and instrument, by which people suffering serious urban problems are released to spiritual freedom. So the ideas of three philosophers are entirely different. In this treatise, the difference is described in detail by using the metaphor; These, Antithese and Synthese.

キーワード: 国家論、ヘーゲル、マルクス、ジンメル、人間疎外

序

へーゲルとマルクス、ジンメルの疎外理論は三者三様である。「弁証法に取り憑かれている」とかってディルタイが言ったように、ヘーゲルは「疎外」(Entfremdung)、「外化」(Aufäußerung)の概念を彼の学理論全般のコアとして、精神現象学・歴史哲学・法哲学・国家論・労働(Arbeit)人格論などあらゆる哲学的考察に援用した。それは全てが主観(意識する自我)と客観(意識された対象)による双方からの否定((Negation)の弁証法的階梯を通して説明される。一方、マルクスはフォイエルバッハの宗教的疎外理論に触発されながら、視点を社会経済へと移した。そして貪欲な資本家による大規模工場労働のもとで生み出された苛斂な労働疎外からの労働者の解放を、世界史の各段階における支配関係の唯物論的分析をもとに究極的には世界の労働者による階級闘争の推進を提唱した。それからおよそ半世紀後、マルクスと同じユダヤ人で、ベルリン大学で博士号と教授資格を取得し、学究生活に華々しいスタートを切ったにもかかわらず晩年になるまで正式にドイツの大学界に受け入れられなかったG.ジンメルはユダヤ人の被圧迫民族としての疎外性を現代都市社会における個々人の

孤立化・普遍的平板化という現代の疎外問題一般と重ね合わせた。その際、都市における疎外情況こそ文明社会の空間的・距離的稠密さの中で抑圧感・圧迫感を抱いた現代人が自己の逃避的解放をはたせる場であるという逆説的発想を展開した。

本論ではこれらの項目を論及するにあたって、ヘーゲルの疎外理論をヘーゲル自身の弁証法の図式のTheseの位置におき、対してマルクスの疎外理論をAntithese、さらにジンメルの理論をそれらを発展的に総合するSyntheseとして彼らの理論とその関係に明確な視覚的展望を与えんと試みる。貨幣理論についても同時並行的に弁証法的図式をもって論述する。ヘーゲルに関しては、彼の貨幣認識はA.スミス、J.S.ミルの理論をほぼ踏襲したもので思想的には特段目新しいものではないというのが一般的見解であるが、やはりマルクスの貨幣による人間疎外論・ジンメルの貨幣の匿名性・抽象性による人間欲求の果てしなき開放の可能性を示す思想との関連で弁証法的図式にすっぽりと収まる。ただ、論述の展開上同時並行とはいうものの、彼らにおいて疎外理論と貨幣理論は近代社会の疎外情況のなかで不可分に融合した要素として機能していることに留意されたい。

1. These: ヘーゲル哲学における自己意識の疎外・外化としての精神活動及び「貨幣」思想

へーゲル哲学において人間文化・社会・国家とその営みはすべて彼の「疎外理論」の中で説明される。その中心構造は主体としての自己意識の対象への「外化」であり、主体と対立する対象の反照としての主体への「外化」である。ヘーゲル弁証法ではこの主体と対象の相互解体と非実在化により世界が持続的に更新され、生成してゆく。

「世界が定在(Dasein)するのは自己意識が自己を外化し(durch die eigene Entäußerung)、本質を失うことによってであり、この外化、(中略)この解体(Auflösung)という、これらの要素を否定するものこそは自己である。つまりそれは、それらのものの主体であり、行為であり、生成である。この行為と生成とは実体を現実的にするものであり、人格(Persönlichkeit)を疎外するものである。(中略)それゆえ、自己の実体はその外化そのものであり、外化が実体である。」1)

「現実の自己意識はその疎外を通じて現実の世界に移行し、この世界はその自己意識に帰って行くが、他方では人格でもあり対象性でもあるこの現実こそ廃棄されている。」²⁾

「(自己を疎外した自己の現実である此岸において対立をもっている)精神はただ一つの世界を作り上げているのではなく、二重に分裂し、または対立した世界を作り上げている。」³⁾

このようにヘーゲルにとって「疎外」、「外化」、「否定(Negation)」といった中心概念は単に negativ(e) な要素ではなく、まさに世界形成にとって不可欠なものとなっている。現実世界は精神としての自己の「否定」によって常に廃棄され、そして常に更新される。というのもヘーゲルに

とって思考の客観化、思考の他在、思考の表すものに対する関係はすべて疎外なのであるから。⁴⁾ そしてその疎外の弁証法的階梯を推進するコアをヘーゲルは「労働」(Arbeit)と呼ぶ。この「労働」 概念は再び弁証法的階梯の中に組み入れられる。

「個人の人格は「自己を通して常に自己に還える」という不断の労働によってのみ、その特性が 作り上げられる。」⁵⁾

ペーゲルにおいては、人間がその生活の場で行う労働は、それが精神的なものであれ、身体的なものであれ、いかなる場合においても人間における自己の外化であり「疎外」である。

「(自己疎外的精神の世界である)全体の均衡にしても、自己自身にとどまっている統一ではなく、個々の契機の各々と同じように自己疎外された実在である | 6)

そこでヘーゲルは人間の日常生活・経済活動をも自己外化という「否定」の階梯によって説明するが、その構造を決定する中心的コアは「労働」と「貨幣」である。この二つの要素はヘーゲル哲学によって抽象化され、弁証法的階梯に組み入れられるが、労働の成果としての商品生産とその交換およびその手段しての貨幣において経済活動の中心的コアとして位置づけられる。

「人が価値の特定なものではなく、抽象的なものを表現しようと望むなら、この抽象的なものは 貨幣である。貨幣は一切の事物を代表する。しかし貨幣は需要そのものを表すのではなく、単 に需要に代わる標識にすぎないから、貨幣そのものは逆に、貨幣がただ抽象的なものとしての み表現する特定な価値によって制御される。」⁷⁾

上述したように、ヘーゲルの経済学の知識はほぼイギリス古典経済学(アダム・スミス、JS,ミル)に依拠しているのでその貨幣思想についても基礎的な知識の域をでない。⁸⁾よってヘーゲルの貨幣論それだけを問題にしてもそれほどの意味を持たない。しかるに、「労働」における疲労と労働量による主体の無化(否定)(その際、労働における肉体「疲労」と「労働量」を同じ地平で語り、さらに主体の労働時間を単純に「労働量」概念へ転換するというやや強引とも思える理論を展開するではあるが)、および商品生産における原材料の無化(否定) — これらの主体と客体の相互無化の論理構造をそのまま「貨幣」の流通構造に援用しているはヘーゲルならではの斬新な発想である。

「(客体の直接的形式の否定…) それは労働が直観の無化としてあるとともに、同様に主体の無化であり、否定であり、単に量的なものを主体のうちに措定するものだからである。」 9)

「客体は客体一般として無化されず、客体はその客体に別の客体がとって代わるという仕方で無化されるのである」¹⁰⁾

「貨幣は価値を代表するものとして、商業の補助手段となる人格としての個人の承認は抽象的なものであり、この承認は支配と隷属の関係を導くものとなる」¹¹⁾

「剰余が普遍的なもの、一切の欲求(を満たすところ)の可能性として、無差異のうちに措定されたものが貨幣(Geld)である。」 $^{12)}$

「貨幣が普遍的なもの、一切の必需品の抽象態であり、一切の必需品を媒介するものであると同様に、商業(Handel)はこの媒介が活動として措定されたものであり、ここでは剰余と剰余が交換される。| 13)

剰余(大量生産過程における労働とその働きの成果としての商品)と別個の剰余との交換の媒介としての貨幣、ここでは弁証法的操作としての「労働」の働き、つまり労働における主体と客体の、いわば「相互の無化(Negation)」の媒介として「貨幣」が規定されている。

「(商業的) 交換は運動であり、精神的なものであり、媒辞であり、使用と欲望から、同様に労働から、そして直接性から解放されたものである。この運動は、ここでは対象と行為である:対象それ自体は特殊なものへ、商品、そして抽象的なもの、貨幣 — 偉大な発明 — へと分割される。¹⁴⁾

「あらゆる欲望はこの一つのもの < 貨幣>へと集約される。」 15)

「貨幣は諸個人のあらゆる特殊性の、あらゆる性格等の、あらゆる技量の抽象である。」 16)

近代社会・市民生活における「労働」と「貨幣」の弁証法的関係をヘーゲルは論理的に構築した。そこにはマルクス、ルカーチが指摘したように資本主義社会に特有の「労働の偏在」(過重労働・奴隷労働)、「私有財産の偏在」(貨幣の偏在・貧富の差)による下層市民の疎外状況に対する視点が全く欠けている。モーゼス・ヘス¹⁷⁾、マルクスはこの点を強く糾弾する。しかし、「労働」と「貨幣」の弁証法的連関の思想はイギリス古典経済学にはないヘーゲルの創見である。マルクス、ヘスの貨幣疎外論もここからまったく独立的に発展してきたとは断言出来ないであろう。そしてここではマルクスの疎外理論の俎上で議論を進めてゆくとき、それがヘーゲルの思想といかに対照的であるか、またジンメルの近代経済において網羅的・力動的貨幣論といかに異なっているかを見るとき、彼らの貨幣思想について全体的な視点が開ける。

2. Antithese:マルクス・エンゲルスの「労働疎外論」と「貨幣理論」

1840年初頭、ヘーゲル没後10年を経てもその後裔(ヘーゲル左・右・中道派)たちの君臨によっ てベルリン大学はなをもヘーゲル哲学の中心地となっていた。マルクスはそこで法学・哲学を聴講 し、1841年イェーナ大学で学位をとると大学での教授職に就くべくボン大学での私講師の地位を得 ようと活動していたが、結局、果たせなかった。そこから彼は自分の出自のことも考えて現代でい うところのジャーナリストへの道へと転進する。翌年、「ライン新聞」寄稿者として、またのちに 編集者としての思想的・社会的経歴を歩み始めた。そこでたまたま取り纏めた「木材窃盗取り締ま り法一に関する批判的論説を皮切りに彼の関心はしだいに現実的問題へと向かう。そしてイギリス・ フランスに比べて政治・経済的後進性を呈し、国家行政と民衆の生活・労働事情で多くの矛盾と軋 轢を抱えていたドイツ諸邦の問題を積極的に取り上げてゆく。しかし、それはすぐさまプロシア・ オーストリア政府によって封殺されてしまう。1843年、「ドイツ年報」の発禁処分(1月)と「ライ ン新聞|の発禁処分(同年3月)によって進歩派青年たちの実践的思想・社会批判活動はドイツ領 邦では完全に塞がれてしまう。マルクスは身辺の危険を感じてパリに逃れ、そこでアルノルド・ルー ゲ18) とともに「独仏年誌」を創刊し(1844年2月)、その間、マルクスはイギリス古典経済学とフォ イエルバッハ宗教哲学の研究に入る。そして国家を自己の歴史哲学の中心理念に据えたヘーゲル哲 学への批判を通して資本家による富の独占・過重労働の問題、つまり近代の人間疎外の中心的問題 に深く関与してゆく。彼はスミス、マルサス、リカードの商品価値論・労働価値論を集中的に研究 することによって資本の対資本的投機、商品価格の決定と剰余価値の問題、およびそれらすべての 要件と労働時間・賃金との関係を明らかにしてゆく。

自己の政治・経済思想を確立するにあたって、マルクスはまず自己の知的土壌たるヘーゲル哲学の批判からはじめる。それはヘーゲル否定哲学の否定とも言えるほど激しいものであり、その論理的核心を容赦なく切り崩すものであった。

「ヘーゲルは否定の否定を、一 そのうちに存している否定的な関係からいえば、一切の存在の 唯一の真なる行為および自己確認行為としてとらえたのだが、そうすることによって彼は、た んに抽象的、論理的、思弁的な表現にすぎなかったが、歴史の運動にたいする表現をみつけだ したのである。だがこの歴史はまだ、ひとつの前提された主体としての人間の現実的な歴史で はなく、ただやっと人間の産出行為、発生史にすぎない。」 19)

「ヘーゲルがたとえば富とか国家権力などを、人間的本質にとって疎外された存在としてとらえる場合、これはいつでもただ思想形式のなかでおこなわれるだけなのである。… それらは思想のなかの存在 [Gedankenwesen] である。 – したがって (疎外といってもそれは) 単に純粋な、つまり抽象的な哲学的思惟の疎外にすぎない。」²⁰⁾

「論理 ― 精神の貨幣、人間と自然との思弁的な価値、思想価値 ― はあらゆる現実的規定性に

たいして無頓着となった… | 21)

マルクスはヘーゲルにおける主体・客体の相互否定による循環的・弁証法的発展論理に一定の評価を与えながらも、それが現実社会の発展構造に何ら底触していないと痛烈に批判する。それは1848年から翌年「三月革命」期のプロシア国民議会(間接選挙・大資本家の投資制限問題)やフランクフルト議会(ドイツ憲法制定・ドイツ統一問題)、ライン州議会(出版法問題)における論争をじかに見聞し、そこでの為政者側の論理に強烈な不満を抱いて新聞・政治誌で批判してきたマルクスにとって、もはやなんとも歯がゆい抽象辞の山にしか見えなかった。それは単に数十年前の一哲学者の思想の問題ではなかったからである。それは、いかに抽象的な言辞で綴られていようと、硬貨の表裏のようにぴったりとドイツ社会の現実に寄り添い、それを支えているように思えたからである。

「否定の否定のうちに存している肯定 [Position]、あるいは自己肯定と自己確証は、まだ自己自身に確信のない肯定、それゆえ自分との対立物を担っている肯定、自分自身を疑っており、それゆえ証明を必要とする肯定であり、したがって自分の現存によって自分自身を証明してもいないし承認されもしない肯定であると解されている。」²²⁾

「最後に、いまや絶対的なすなわち抽象的な精神のうちに絶対知として自分を見いだし、自己関係し、その意識的な自己にふさわしいあり方を確保するまでのことである。」²³⁾

ここに至ってはヘーゲル哲学の現実的有効性そのものが完全に疑問に付されてしまう。その影響力とその児戯のような抽象性 — このAmbivalenzの深刻さをマルクスは正確に理解していた。その際、マルクスはヘーゲルの「疎外」概念の抽象的論理展開が「労働」(Arbeit) とその成果としての生産・商品価値にも向けられているいることを見抜く。ヘーゲルは「労働」を、それが身体的なものであれ、精神的なものであれ、(しかし抽象的にとらえているが)人類の歴史の弁証法的・発展的階梯を構成する基本要素となる人間の営為としているが、マルクスはその思想における抽象性に本質的欠陥を見ている。

「ヘーゲルは労働を人間の本質として、自己を確証しつつある人間の本質としてとらえる。彼は 労働の肯定的な側面だけを見るだけで、その否定的な側面を見ない。労働は、人間が外化の内部で、つまり外化された人間として、対自的になること(Fürsichwerden)である。ヘーゲルがそれだけを知り、承認している労働というのは抽象的に精神的な労働である。」²⁴⁾

マルクスにとってヘーゲル哲学はすべて「疎外」概念のために統一され、抽象化された思想の雛型のように思えたことだろう。そこには資本家によって搾取され、商品のように「疎外」され、一家の生活費を賄うこともままならない窮乏の姿が見えてこない。

「労働は自分自身と労働者とを商品として生産する。」 25)

「労働者は彼が富をより多く生産すればするほど、彼の生産の力と範囲とがより増大すればするほど、それだけますます貧しくなる。労働者は商品をより多くつくればつくるほど、それだけますます彼は安価な商品となる。」²⁶⁾

「労働の実現は労働の対象化である。… 対象化が対象の喪失および対象への隷属として、(対象の)獲得が疎外として外化として現れる。| ²⁷⁾

「労働の実現は労働者が餓死するにいたるまで現実性を剥奪されるほど、それほど激しい (労働者の) 現実性剥奪として現れる。」²⁸⁾

「労働者が彼の生産物のなかで外化する (entäußern) ということはただたんに彼の労働がひと つの対象に、ある外的な現実的存在になるという意味ばかりでなく、また彼の労働が彼の外に、 彼から独立して疎遠に現存 (することとなる。)」²⁹⁾

「労働の生産物が外化であるとすれば、生産そのものも活動的な外化、外化の活動でなければならない。労働の対象の疎外(Entfremdung)においては、ただ労働の活動そのものにおける疎外、外化が要約されているにすぎないのである。」³⁰⁾

「疎外された労働は人間から、自然を疎外し、自己自身を、人間に特有の活動的機能を、人間の 生命活動を、疎外することによって、それは人間から類を疎外する。」³¹⁾

「(自己活動ではない)労働者の活動は他人に属しており、それは労働者自身の喪失である。」32)

「疎外された労働は人間の類的存在を、すなわち自然をも人間の類的能力をも、彼にとって疎遠な (fremd) な本質とし、彼の個人的生存の手段としてしまう。疎外された労働は、人間から 彼自身の身体を、同様に彼の外にある自然を、また彼の精神的本質を、要するに彼の人間的本質を疎外する。… 人間からの人間の疎外である。」 33)

少し引用が多くなったが、マルクスが主張する労働の「疎外」状況がこれからよく読み取れるのではないかと思う。そして、その人間疎外を作り出す張本人も人間なのである。

<ドイツ産業革命と労働状況>

マルクスは「奴隷労働」、「労働と労働者の商品化」、「労働の物化」、「長時間労働による家庭の崩

壊」と言葉を尽くして当時の労働者の置かれた状況を批判的に説明しているが、19世紀初頭からドイツにおける労働状況を見てみると、マルクスの言葉があながち誇張でないことがわかる。

当時は遅まきながらもドイツの産業革命期であった。富裕なフランス亡命貴族の資金やオランダからの資本がイギリス・フランスに比べ人件費が低く、しかも一定の技術水準を保持していたドイツ産業界に流入し、労働の機械化・効率化が急速に進んだ。1834-37年の間、西ヨーロッパの下請工場としてドイツ東部を中心に紡績業が繁栄し、生産業者数が1.5倍に膨れ上がった。1835年、英仏米についでドイツにも鉄道網が敷かれはじめ、国内貨物輸送が飛躍的に伸びた。

1850-60年間、鉄消費量・石炭生産量がそれぞれ2.5倍に増大し、イギリスの成長のテンポを凌駕し始めた。しかし、それまでドイツにはイギリス・フランスのように大資本家が存在せず、伝統的なマイスター制度のもとでの家内工業が中心であった。それはあながち、ドイツ産業界の欠点ではないのだが、皮肉なことに産業の振興・増大はドイツでも労働者の労働条件の悪化・貧困を招いていた。1820-40の間に綿織物生産は倍増していたのに反比例して織物生産業者の賃金は3分の1に下落していた。1840年代ころから機械労働が手工業を駆逐し始めていた。その結果、1850年代までに実質賃金はたえず低下し、労働時間は延長されていた。加えて同年代中ごろからドイツ人経営者が経験したことのない循環性恐慌がはじまった(1844-48)。経営者たちは軒並み自分たちの抱える職工にさらなる賃金の削減を迫った。これらがシュレジェンやミュンヒェン、ライン地方でおこった労働者暴動の経済的背景である。マルクスはこれらの暴動の経過と結果に注視し、「新ライン新聞」などで逐一論評を加えていた。そんな中でますます少なく支払われ、その分ますます支配的となった労働者にたいする賃金としての「貨幣」の歪な役割に彼の目が向けられるようになった。

上述したように、「仕事」とその成果としての商品および商品の剰余を交換する手段としての貨幣 - その貨幣の普遍性・無差異性、またそれによってもたらされる人格間の支配と隷属の関係までをヘーゲルは見抜いていた。しかし、マルクスが指摘するように、商品生産における労働支配、またその支配が賃金としての貨幣によって、生産と消費市場景気の循環構造の中で行われるということの問題性にそれ以上進むことはなかった。マルクスはゲーテ、シェイクスピアの詩を引用しながら文才豊かな筆致で「貨幣」をこき下ろす。

「貨幣は一般的な娼婦であり、人間と諸国民の一般的な取りもち役である。貨幣が一切の人間的および自然的な性質を転倒させまた倒錯させること、できないことごとを兄弟のようにさせること — 神的な力 — は、人間の疎外された類的本質、外化されつつあり自己を譲渡しつつある類的本質としての、貨幣の本質の中に存している。貨幣は人類の外化された能力である。」34)

「貨幣は個人にたいしても、そしてそれ自身本質であると主張する社会的等々の紐帯にたいしても、こうした(社会的・実用的手段から人間を非現実的妄想へとかりたてる)転倒した力として現れるのである。」35)

「貨幣は、ある特定の性質、ある特定の事物、ある特定の人間的本質諸力と交換されるのではなく、すべての人間的および自然的対象世界と交換されるのであるから、したがって貨幣は — その所有者の立場からしてみるならば — あらゆる属性をあらゆる属性や対象と — それと矛盾する属性や対象とさえも — 交換する。貨幣はできないことごとを兄弟のように親しくさせるものであり、たがいに矛盾しているものを無理やり接吻させるものである。| 360

近代の詩人たちの表現を借りたこの手厳しい否定的貨幣論は実はマルクス独自の思想であるかどうか確証されてはいない。というのも、この草稿が成立したとされる時期(1844年5月から11月)にM.へスによって『貨幣論』(Über Geldwesen)の原稿が『独仏年誌』の編集者であるマルクスの手元にあったからである。へスからマルクスへの何らかの影響があったのではないかと言われている。それほど両者の「貨幣」に関する批判的論調は類似しているからである。³⁷⁾

「貨幣は相互に疎外された人間の産物(das Product der gegenseitig entfremdeten Menschen)である。」³⁸⁾

「資本は蓄積され蓄蔵された労働(aufgehäufte, vorräthige Arbeit)である。そして生産が生産物に帰因するかぎり、貨幣は交換価値である。交換も販売もされないものは価値もない。人間も売れない限りもはや一文の価値もない。しかし、自分を売るか、あるいは「賃貸しする」(verdingen)かぎり人間には価値がある。」³⁹⁾

verdingenという言葉は語義的には「人間を物 (Ding) にする、物化する」という意味を直接的・ 視覚的に想起させる。つまり、劣悪な賃労働・奴隷労働による人間の「物化」を強く暗示している。

「「自由」な人間は奴隷労働に駆り立てられる。すなわち売りにだされれば出されるほど、安価になるし、また事実そうである。」⁴⁰⁾

この記述はマルクスの「働けば働くほど貧しくなる」(「草稿」p.87)の件と論調を同じくしている。 マルクスは、それは人が「餓死」に至るまで搾取されている状況だと指摘する。

「今日の小商人(Krämmer)の世界では… 類的生活は貨幣である。転倒した世界(Die verkehrte Welt)の理論的生活にとって神にあたるものは、その実践的生活にとっては貨幣である。すなわち貨幣は人間の外化された能力(entäußertes Vermögen)であり、商品取引される生活活動(verschachterte Lebensthätigkeit)である貨幣は数で表現された人間的価値であり今日の奴隷制の刻印であり、隷従の消すことのできない焼き印である。」⁴¹⁾

Verkehr(交通·交易)でヘスは貨幣を用いた大量生産・大量消費の流通・交易経済を考えているが、

ここではそれをverkehrte Welt(転倒した世界)と提示して、本来、人間の生活の利便性を高めるはずの貨幣が主客の位置を転倒させて人間疎外の元凶となっていると主張している。

「近代の商業世界(Sacherwelt)の本質である貨幣は、キリスト教の現実態である。小商人国家、いわゆる自由国家は約束された神の国であり、小商人の世界は約束された天国である。ちょう ど逆に神が観念化された資本にすぎず、天国が理論的な小商人世界にすぎないように。| 42)

「金銭化され商品化された人間以外に実際の人間が存在しないところでは、またどんな心の動きでも金銭化されてはじめて実際にあらわれうるところでは、そういうところでは天使たちが地上をさまよい、非人間化された人間が現世にも存在し、来世の「至福」が現世の「幸福」になり、理想的利己主義が実際的になり、そして現実的奴隷制のたんなる事実であったものが原理にまでひきあげられ、徹底して貫徹されているのである。」430

ここでへスはキリスト教会の国家・産業界との社会的な癒着構造を指摘し、糾弾しているが、これはヘーゲル左派の思想家の一般的な見解でもある。ここではM.へスの見解を示したが、こと「貨幣論」に関しては上述したようにマルクスのものと一致している。

結語.

へーゲルはその歴史的世界観の開陳にあたって、「否定的論理構造」、つまり主体(人間精神)と客体(自然・世界)の相互「疎外(Entfremdung)」の重複・重層の下に歴史の弁証法的展開を説明した。その発動コアは「仕事」(Arbeit)であった。人間はArbeitを通して対象へと関与し、対象を変容し、同時に自己を変革する(自己否定、Negation)。一方、変革された自然、新たな自然(生産物・商品・社会・世界)は反照的に主体(人間精神)へと関与し、その思想・生き様、そしてその集合体である社会を変革する(否定、Negation)。その場面において「貨幣」が変革の「財」としての剰余労働の交換として使われる。ヘーゲルはそこに人間と人間との間に支配関係が生まれる余地があると指摘した。ヘーゲルは「貨幣」と「世界の弁証法的発展」の関連には明確には言及してはいないが、「貨幣」が単に剰余商品(労働)交換の媒介的機能であることを超えて、「あらゆる欲望」としての人間の営為が集約される一点であるとしているのは、ヘーゲルにとって「貨幣」が弁証法的世界生成の力動的働きを持ったコアであるとの確信からきているのであろう。

マルクスに至ってそれは明確な形をとる。「貨幣」はマルクスによって現存する奴隷労働の形態を「人間疎外」の表裏一体化した権化として表象されている。「貨幣」は「娼婦」のように人間を魅了し、人間と人間を取りもちながらも、それに仕える人間を究極の「疎外」へと貶めるのである。この考えはマルクスやエンゲルスだけでなく、ヘーゲル左派をはじめこの時代の思想家労働者が等しく抱いていた思想である。これはヘーゲル哲学にはない、いや欠落していた「人間疎外」の新たな切り口、現実的・経済的視点を示したAntitheseである。そしてこのAntithese提出のほぼ半世紀後、

G.ジンメルによって「貨幣」の社会的・社会学的価値の再評価が行われる。それはマルクス哲学において「貨幣」が明確に「人間疎外」の中心的コアであったのに対して、そういう負の側面とは全く対照的に近代の「大都市」 — ロンドン・パリ・ニューヨーク・ベルリン — そのものの疎外的状況の中に沈潜し、懊悩する人間存在を開放してくれる謂わば救世主として現れ出てくる。「貨幣」は本質的には敵を持たない巨大な資源であるがゆえに、人をいとも簡単に奴隷へと貶めるが、その魔法の力を駆使する幸運に恵まれた者には一種、人知を超えた「自由」を付与する。本論では紙数の関係上、Syntheseとしてのジンメルの疎外理論については次回に譲ることとなる。

注

- 1) G.W.F.ヘーゲル: 堅山欽四郎 訳(1966), 『精神現象学』, 「世界の大思想12所収〕, 河出書房, 282頁,
- 2) 同上 p.283
- 3) 同上
- 4) T.I.オイゼルマン: 樺俊雄 訳 (1969). 『マルクス主義と疎外』, 青木書店, 64頁.
- 5) G.W.F.ヘーゲル: 上妻精・佐藤康邦・山田忠彰 訳(2000). 『法の哲学 上巻』, 岩波書店, 66頁.
- 6) G.W.F.ヘーゲル:堅山欽四郎 訳(1966). 『精神現象学』、[世界の大思想12所収]、河出書房、283頁.
- 7) G.W.F.ヘーゲル: 上妻精・佐藤康邦・山田忠彰 訳(2000). 『法の哲学 上巻』, 岩波書店, 120頁.
- 8)「『人倫の体系』におけるヘーゲルの経済学需要| 佐山圭司 参照 Webより閲覧。
- 9) G.W.F.ヘーゲル: 上妻精 訳 (1996). 『人倫の体系』, 以文社, 35頁.
- 10) 同上 p.21
- 11) 同上 p.16
- 12) 同上 p.57
- 13) 同上 p.58
- 14) G.W.F.ヘーゲル: 尼寺義弘 訳 (1994). 『イェーナ精神哲学』, 晃洋書房, 112頁.
- 15) 同上p.111
- 16) 同上p.112
- 17) モーゼス・ヘス (1812-75): ヘーゲル左派の思想家, その著書『貨幣論』(Über das Geldwesen,1845) はマルクスの貨幣論に近似しており, 執筆年の関係からマルの理論に影響を与えているのではないかと指摘されているが、まだ証明されてはいない。
- 18) アルノルド・ルーゲ:ヘーゲル派の思想家、「ブルシェンシャフト」(Burschenshaft、学生秘密結社) で活動し、政治批評誌「ハレ年誌」(1838-43) を発行、これはヘーゲル左派の重要な機関誌となる。
- 19) K.マルクス: 城塚登・田中吉六 訳 (1969). 『経済学・哲学草稿』, 岩波文庫, 193頁.
- 20) 同上p.196
- 21) 同上p.195
- 20) 同上p.196
- 22) 同上p.193
- 23) 同上p.195
- 24) 同上p.200
- 25) 同上p.86
- 26) 同上
- 27) 同上p.87
- 28) 同上
- 29) 同上p.88
- 30) 同上p.91
- 31) 同上p.95
- 32) 同上p.92
- 33) 同上p.98
- 34) 同上p.184

- 35) 同上p.186
- 36) 同上
- 37) ルカーチ: 『モーゼス・ヘスと観念論弁証法の諸問題』 p.12,93 及びモーゼス・ヘス: 『初期社会主義論集』 p.185,186 を参照されたい.ルカーチはヘスにおける疎外理論に一定の評価を示しながらも、全般的には「理論と実践が分離している」として、ヘスのマルクスへの影響を積極的に評価していない.一方、コルニュはヘスにおける「理論と活動の精神」がマルクスに大きな感銘を与えたに違いないと指摘している.
- 38) モーゼス・ヘス: 『初期社会主義論集』 p.130
- 39) 同上
- 40) 同上
- 41) 同上p.127
- 42) 同上p.134
- 43) 同上p.137

文献一覧

- G.W.F.Hegel: Werke 20 Bände. Hrs. von Eva Moldenhauer und Karl Markus Michel, Suhrkamp Verlag Frankfurt am Main 1970 (引用にあたっては以下の諸氏の翻訳を参照させていただいた.)
- Rheinishe Tahrbücher zur gesellschaftlichen Reform. Hrg. unter Mitwirkung Mehrerer von Hermann Püttmann. Erster Band. Druck und Verlag von E.W.Ledke. Darmstadt. 1845. Reprint in London 1992.
- G.W.F.ヘーゲル: 上妻精·佐藤康邦・山田忠彰 訳 (2000). 『法の哲学 上・下巻』, [ヘーゲル全集9a,9b所収]. 岩波書店.
- G.W.F.ヘーゲル:上妻精 訳 (1996). 『人倫の体系』, 以文社,
- G.W.F.ヘーゲル:堅山欽四郎 訳(1966). 『精神現象学』, [世界の大思想12所収], 河出書房.
- G.W.F.ヘーゲル: 尼寺義弘 訳 (1994). 『イェーナ精神哲学』, 晃洋書房.
- K.マルクス& F.エンゲルス:マルクス・エンゲルス選集刊行会編 (1950).『一八四八年の革命と新ライン新聞』,[マルクス=エンゲルス選集第三巻上・下 所収], 大月書店.
- K.マルクス & F.エンゲルス: マルクス・エンゲルス選集刊行会編 (1951). 『「ライン新聞」・「独佛年誌」経済学・哲学手稿』、「マルクス=エンゲルス選集補巻 4 所収]大月書店.
- K.マルクス & F.エンゲルス: マルクス・エンゲルス選集刊行会編 (1952). 『国民経済学批判大綱 神聖家族』, [マルクス=エンゲルス選集補巻 5 所収], 大月書店.
- K.マルクス:城塚登・田中吉六 訳 (1969). 『経済学・哲学草稿』, 岩波文庫.
- K.マルクス: 桑原武夫著(1962). 『ドイツ・イデオロギー第一部 哲学の貧困』, [世界思想教養全集12 所収], 河出書房新社.
- ルカーチ, G. : 生松敬三・元浜清海・木田元 訳 (1969). 『若きヘーゲル 下』, [ルカーチ著作集11所収], 白水社.
- ルカーチ, G. 良知 力・森宏啓二 訳 (1979).: 『モーゼス・ヘスと観念論弁証法の諸問題』, [社会科学ゼミナール56 所収], 未来社.
- アダム・スミス: 玉野井芳郎・田添京二・大河内暁男 訳 (1968). 『国富論』, [世界の名著 31巻 所収], 中央公論社. モーゼス・ヘス: 山中隆次・畑孝一 訳 (1971). 『初期社会主義論集』, 未来社.
- オーギュスト・コルニュ & W.メンケ: 武井勇四郎 訳 (1972). 『モーゼス・ヘスと初期マルクス』, 未来社,
- オーギュスト・コルニュ:青木靖三 訳(1969). 『マルクスと近代思想』, 法律文化社.
- T.I.オイゼルマン: 樺俊雄 訳 (1969). 『マルクス主義と疎外』, 青木書店.
- H.ポーピッツ:小野八十吉 訳 (1979). 『疎外された人間』, 未来社.
- ハンス・モテック: 大島降雄 訳 (1980), 『ドイツ産業革命』, 「社会ゼミナール43所収」, 未来社,